

羅臼町強靱化計画



令和2年9月
羅臼町

【目次】

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 2
- 2 計画の位置付け 3
- 3 持続可能な開発目標(SDGs)との関連 3

第2章 羅臼町強靱化の基本的考え方

- 1 羅臼町強靱化の目標 4
- 2 本計画の対象とするリスク 5

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 8
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 9
- 3 評価の実施手順 10
- 4 評価結果 10

第4章 羅臼町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

- 1 施策プログラム策定の考え方 23
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 23
- 3 推進事業の設定 23
- 【羅臼町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業等一覧】 24

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等 39
- 2 計画の推進方法 39

- 【別表】 羅臼町強靱化のための推進事業一覧 40

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、羅臼町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、羅臼町においても、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「羅臼町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

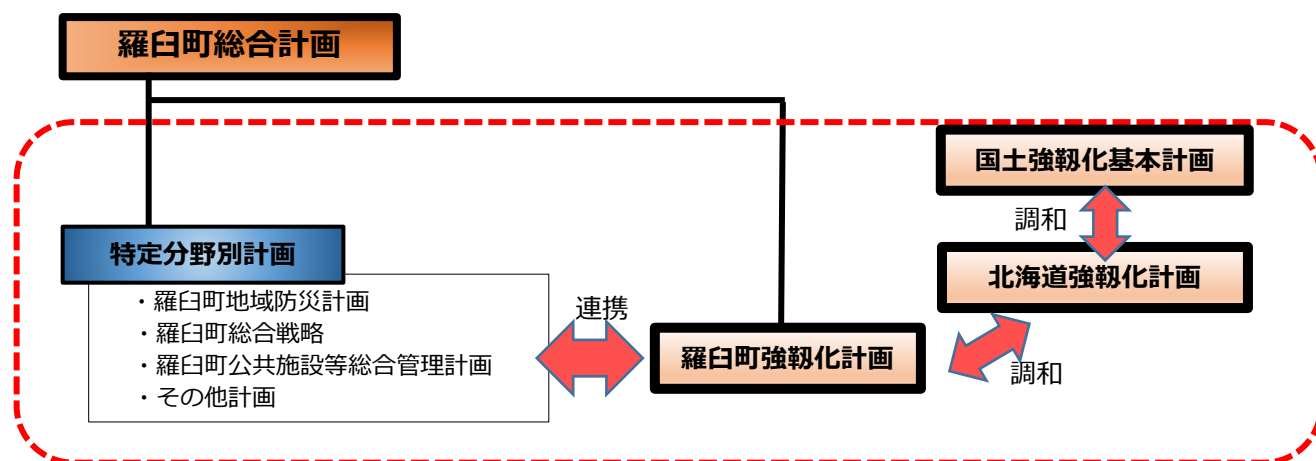
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、羅臼町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、羅臼町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「羅臼町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、羅臼町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

SDGsの目標達成に向けた国土強靱化の取組について、本計画は17の目標のうち、特に「6 安全な水とトイレを世界中に」「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の達成を目指すとともに、国においては「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(平成28年12月策定)の8つの優先課題のうち、「4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」として示している。

また、北海道では「北海道SDGs推進ビジョン」(平成30年12月策定)の5つの優先課題のうち、「I あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」の「iv 災害に強い地域づくりとバックアップ機能の発揮」及び「V 持続可能で個性あふれる地域づくり」の「iv 社会・経済を支える持続可能なインフラ整備の推進」として示すとともに、「北海道強靱化計画」(令和2年3月改定)の「VI計画の推進管理」においても「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進」として位置付け、目標達成に向け、各施策を推進している。このため、本計画に掲げる施策の推進においても、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を持って取り組んでいく。



第2章 羅臼町強靱化の基本的考え方

1 羅臼町強靱化の目標

羅臼町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

羅臼町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、羅臼町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを羅臼町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

羅臼町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と羅臼町社会経済システムを守る
- (2) 羅臼町の強みを活かした国・道の強靱化への貢献と道内各市町村との連携
- (3) 羅臼町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

羅臼町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と羅臼町の社会経済システムを守る」という観点から、羅臼町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・道の強靱化への貢献」という観点から、町外における大規模自然災害についても、羅臼町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 羅臼町における主な自然災害リスク

(1)地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・十勝沖から択捉島沖における30年以内にM8.8程度以上の地震が発生する確率は、7～40%程度（平成30年2月地震調査研究推進本部 長期評価）
 - ・根室沖における30年以内にM7.8～8.5程度の地震が発生する確率は80%程度（同上）
 - ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は2.0m（平成24年太平洋沿岸津波浸水予測図）
- 内陸型地震
 - ・標津断層帯の発生確率 … M7.7程度、具体的な発生確率は不明（平成17年4月地震調査研究推進本部 長期評価）
- 過去の被害状況
 - ・北海道東方沖地震（平成6年） … M8.1、震度5（最大震度6）
軽傷者1名、住家半壊1戸・一部破損16個、漁船破損26隻、漁港破損2カ所
商業被害43件、工業被害6件、文教施設被害6件
 - ・北海道釧路沖地震（平成16年） … M7.1、震度3（最大震度5強）
文教施設被害2件
 - ・北海道南東沖地震（平成16年） … M6.9、震度3（最大震度5強）
文教施設被害1件
 - ・東北地方太平洋沖地震（平成23年） … M9.0、震度3（最大震度7）
被害発生はないが、町民約160名が避難所等へ避難。
 - ・北海道胆振東部地震（平成30年） … M6.7、（最大震度7）
町内で大規模停電発生、長い地域で最大43時間停電が続いた。

(2)大雨／暴風／高波／高潮

近年の風水害としては、平成28年8月の台風（9号・11号）やその後の断続的な大雨の影響による大規模土砂崩れが発生し、一部地域が電気・電話・光回線等のライフラインや通信手段が断たれ、孤立状態となるなど甚大な被害が相次いでいる。また、沿岸部に住家が建ち並ぶ地域特性上、高波、高潮による被害も発生しており、気候変動による被害は増加傾向にある。

○ 過去の被害状況

- ・平成17年12月～平成18年1月高波被害 …… 被害総額22,290千円
住宅被害13件、非住宅被害82件、
漁業被害68件（漁具1件、漁船25件、前浜浸食等42件）、その他被害6件
- ・平成18年10月大雨洪水・強風波浪・高潮被害 …… 被害総額553,607千円
住宅被害12件、非住宅被害109件、
漁業被害68件（漁具30件、漁船20件、前浜浸食等51件）、その他被害7件
- ・平成26年5月暴風高波被害 …… 被害総額13,100千円
漁業被害10件（漁船10件）、その他被害1件
- ・平成27年10月台風23号による被害 …… 被害総額258,060千円
最大瞬間風速23.2m/sを記録、町内934件で停電発生
公立文教施設被害2件、水産被害28件、その他被害2件
- ・平成28年8月台風9号・11号による被害 …… 被害総額94,400千円
最大瞬間風速15.2mを記録、台風以前から断続的に降り続いた大雨により、大規模土砂崩れが発生し、道路、電気・電話・光回線等のライフラインと通信手段が寸断され、7日間の孤立状態となった。
人的被害1名（重傷）住宅被害10件、水産被害9件、その他被害6件
- ・平成28年9月大雨被害 …… 人的被害1名（死亡）
断続的に降り続いた大雨により、町内複数ヶ所で土砂崩れが発生し、一部地域が3日間の孤立状態となった。

(3)豪雪／暴風雪

- 大雪や雪崩、吹雪による交通障害、公共施設への被害、人的被害が発生し、平成27年1月には行政及び関係機関のみでは対応できない積雪量となり、除雪困難地区の安否確認のため、陸上自衛隊へ災害派遣要請を行った。
- 過去の被害状況
 - ・平成25年2月暴風雪被害 …… 被害総額526千円
最大瞬間風速32.8m/sを記録、暴風雪の影響による国道の通行止め区間にて一時車両約20台が立ち往生し、避難所を1ヶ所開設。また、市街地公住付近で雪崩が発生し車両1台が巻き込まれた。
社会教育施設被害1件
 - ・平成25年3月暴風雪被害 …… 中標津町にて人的被害5名（死亡）
最大瞬間風速35.0m/sを記録、晴天から暴風雪へ一変した。その影響により国道の通行止め区間内の避難所を1ヶ所開設。
この暴風雪により道東全域の国道、道道の多くが通行止めとなる。

- ・平成26年12月暴風雪・大雪・波浪・高潮被害 …… 被害総額196,064千円
最大瞬間風速22.9m/sを記録
この暴風雪により道東全域の国道、道道の多くが通行止めとなる。
住宅被害13件、非住家被害2件、水産被害311件、商工被害2件
- ・平成27年1月～2月暴風雪・大雪被害 …… 被害総額481千円
最大瞬間風速33.3m/sを記録、降雪量1月31日～2月2日の間で138cm
短期間で大雪が降ったため、行政のみでの除雪対応が追い付かず、除雪困難区域の住民の安否確認のため、陸上自衛隊へ災害派遣要請を行った。
町内の複数個所で雪崩も発生している。
非住家被害1件、農業被害1件
- ・平成27年3月大雪・波浪被害 …… 被害総額24,678千円
町内の複数個所で雪崩が発生、バスを含む車両4台が巻き込まれるも人的被害なし。町内113件で停電も発生している。
住宅被害1件、非住家被害1件、社会教育施設被害1件、その他1件

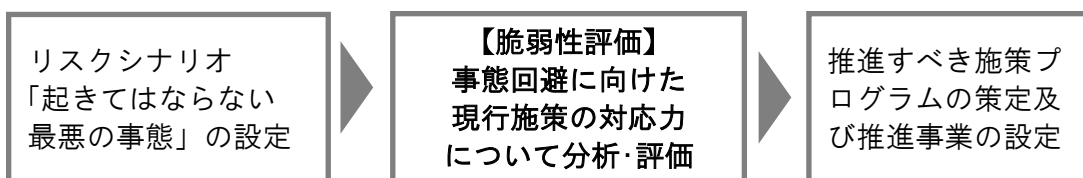
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

羅臼町としても、本計画に掲げる羅臼町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、羅臼町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、千島海溝沿いで発生が想定される巨大地震に代表される町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた羅臼町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など羅臼町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、羅臼町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は約67.5%（平成18年度末）であり、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などに加え、住宅についても耐震診断や改修等が補助対象となっていることから、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき必要な耐震化を進める必要がある。
- 不特定多数が集まる施設である学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、昭和57年度以降の建築物であり、特に体育施設については耐震化の実施が決定している。これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等の耐震化を一層促進する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「羅臼町公共施設等総合管理計画」に沿った計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町内の公営住宅の約80%が耐用年数経過と耐用年数1/2経過である。このため、「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」に沿った計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 建築物の倒壊・老朽化防止の観点から、空き家の解消に向けた各種支援策を推進する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 災害対策基本法や羅臼町地域防災計画に基づき指定緊急避難場所、指定避難所を指定しているが、町民等に対して更なる普及啓発を行う必要がある。また、国や道により新たな津波浸水想定等が公表された際には、現在の避難場所等の立地や周辺環境を考慮し、見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、現在策定済みの避難所運営マニュアルの見直しや、実践的な訓練の実施を行う必要がある。
- 災害時の指定避難所として活用される公共建築物等については耐震化が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・公共施設等の耐震改修実施状況調査による耐震化率	81.3% (H30)
・公立小中学校の耐震化率	100.0% (H30)
・指定緊急避難場所及の指定状況	36ヶ所 (R2)
・指定避難所の指定状況	25ヶ所 (R2)
・福祉避難場所の確保状況	3ヶ所 (R2)
・市街地等の幹線道路の無電柱化率	0% (R2)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 町周辺で活火山に指定されている羅臼岳・知床硫黄山・天頂山について火山防災ハザードマップが未策定であることから、道や関係機関との連携を図り災害の発生が予想される地区を把握するとともに、警戒避難体制の強化を図る必要がある。
- 道による土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査が完了し土砂災害のおそれのある区域は公表されているが、域内の区域指定が滞っていることから、北海道と連携して区域指定を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 土砂・山地災害の恐れがある箇所を対象に順次、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されており、事業主体である国・道と連携し、緊急性の高いものから重点的に整備を進める必要がある。また、既存治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組を進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- | | | |
|-----------------|--------|------------|
| ・土砂災害警戒区域指定状況 | 基礎調査完了 | 184箇所 (R2) |
| | 指定状況 | 0箇所 (R2) |
| ・火山防災ハザードマップの策定 | | 未策定 (R2) |
| ・土砂災害警戒区域の指定数 | | 1ヶ所 (R2) |

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 現在、「羅臼町地域防災計画（地震・津波防災計画編）」及び「羅臼町津波避難計画」が策定されているが、国や道による津波浸水想定区域が公表されるなど被害規模や情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめとする避難体制の再整備が必要である。
- 避難誘導に有効な避難所看板や国道沿いの海拔表示などの設置は各施設管理者により行われているが、今後、新たな津波浸水想定が公表された場合は、公表値を考慮した避難計画の見直しを行い、表示や案内看板の整備を推進する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 長大な海岸延長を有する等の実情から、低気圧や台風による、高波・高潮被害が発生しているほか、地震発生時の津波による被害を最小限に抑えるため、護岸等の施設整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------|------------|
| ・津波避難計画の策定状況 | 作成済み (H26) |
|--------------|------------|

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 道により想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域が新たに示された場合、住民の避難が円滑に行われるよう、作成済みのハザードマップの更新を含めた情報発信を図る必要がある。
- 道による簡易シミュレーションの結果により、道管理河川である羅臼川が氾濫した際、役場庁舎の「1階部分の浸水」が想定されていることから、道と連携し羅臼川を「水位周知河川」に指定し、円滑な情報収集を行う体制を整備する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年大雨災害で被害を受けた河川や都市部を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ハザードマップの作成 作成済み（H24）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 冬期の暴風雪による通行規制の際には、通行規制解除の復旧見込みの情報などを各道路管理者と連携して迅速に情報伝達できるよう取り組み、適切な道路管理体制を強化する必要がある

（防雪施設の整備）

- 道路防災の観点から対策が必要となる箇所を中心に、防雪柵など必要な防雪施設の整備を要望しているが、今後の気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、市町村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化のほか、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・除排雪車両保有台数（民間含む） 76台（R1）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機などの行政備蓄を進めているが、災害規模や備蓄計画の見直しにより、避難所等における更なる防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・暖房器具や発電機等の備蓄状況 レジャーマット：327枚、発電機（ガソリン式及びガス式）：19台
対流型ストーブ：46台、アルミブランケット：1,817枚、毛布：1,798枚（R2）

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 現在、道により関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害軽減や迅速な応急・復旧・救助活動に不可欠となる関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が国により進められているが、より効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図ったうえで住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。

（地域防災活動の推進）

- 現在、町内会単位での自主防災組織の設立に取り組んでおり、組織率は8割を超えている状況であるが、行政等からの通信途絶の可能性に備え、更なる地域防災力の向上を図る必要がある。

（住民・観光客・外国人・高齢者等の要配慮者への情報伝達体制の強化）

- 国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しているが、新たな被害想定公表などを考慮して、必要に応じてマニュアルの見直しを進める必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集のため、町内会など地域住民と行政が相互に連携し、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 従来から住民等への災害情報の伝達に防災行政無線や防災登録制メールを運用しているが、Lアラート（情報共有コメント）の適切な運用等、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 既存の情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化を行い確実な無線運用をすることに加え、防災登録制メールの登録者数を増加させるための普及啓発を行う必要がある。
- 災害発生時において、町内全域への情報伝達手段である「緊急速報メール」を運用しているが、配信方法の習熟を図る必要がある。
- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供など、訪問者の安全確保の体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため避難行動要支援者の名簿を作成しているが、適切な更新を行った上で、名簿を活用した避難が円滑に進むような体制整備が必要である。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止や通行規制による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、一時待避所及び避難所の確保と運用について訓練等を行い、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けて、住民や企業、団体、関係機関などと連携し、災害から命を守るための知識及び意識の向上を図るため、厳冬期も想定した啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、一部の教育機関において「1日防災学校」を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めており、その他の教育機関においても町主催の防災訓練への参画などが実施されているが、今後も地域・学校・年齢層に応じた防災教育を効果的に行う必要がある。

（多様な通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など通信不能時においても情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話を配備しているが、使用方法等の習熟を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織活動の組織率 82% (R1)
- ・ 同報系防災行政無線システム アナログ無線（既存）⇒デジタル無線（R4）
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成 作成済み（毎年更新）
- ・ 防災教育を実施する学校の割合 100% (R2防災訓練)
- ・ 防災登録制メールの登録人数 727人 (R2※住民がゴリ)
- ・ 衛星携帯電話の保有台数 7台 (R2)
- ・ 冬期避難所設営訓練の実施 1回 (R2)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策として行政機関、民間企業、団体等がそれぞれの間で防災協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定先と連携した防災訓練の実施などの活動を必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態を踏まえ、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部とボランティア関係者の情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

(非常用物資の備蓄促進)

- 財政負担の軽減にも配慮しながら、行政備蓄の充実に向けた取組を促進するほか、家庭や企業においても自発的な備蓄を促し、地域全体による複合的かつ重層的な非常用物資の配備を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災関係の協定件数（民間企業・団体、医療機関、行政機関） 全46件（R2）
- ・災害時備蓄計画の策定状況 策定済み（R1）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 防災関係機関で構成する「羅臼町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や総合防災訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害発生時に被災地支援の面で大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・確保に向け、自衛隊体制の維持・拡充を推進する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防救急無線はデジタル化が完了しているが、今後は、継続的に機器更新を行う必要がある。
- 消防及び消防団の災害対応能力強化のため特殊車両を含めた資機材を、計画的に新規購入・更新する必要がある。
- 消防署の耐震化が完了していないことから、被害想定を考慮した上で、移設を含めた基盤整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・羅臼町総合防災訓練の実施 隔年1回（最終実施H29）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した備品等の整備を進めるとともに、運営関係者の健康状態も考慮した運営体制の構築が必要である。

（DMAT、保健医療支援チームによる保健医療支援）

- 災害時の医療確保のため、他機関の医療支援チームに対しての救援要請が必要となる場合を想定し、関係機関との連絡体制の確保や情報共有による体制強化を推進する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 「災害時における医療救護活動に関する協定」を町外の行政機関や医療機関などと締結しているが、避難所等での必要な人材の確保を図るため、関係団体・法人に広く協力を要請し、人的支援を更に充実する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害時における医療救護活動に関する協定の件数（歯科医療含む） 全46件の協定中3件（R2）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(町の災害対策本部機能等の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所など、災害対策本部に係る具体的な運用事項を地域防災計画や職員初動マニュアル、業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や職員初動マニュアル、業務継続計画の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 災害対応本部の拠点となる役場庁舎については耐震化されており、72時間以上の非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄がなされているが、救助機関の拠点である消防署が耐震化されていないことから、大規模災害発生時における応急・復旧対応などの防災拠点としての機能強化を図る必要がある。
- 道による簡易シミュレーションの結果により道管理河川である羅臼川が氾濫した際、役場庁舎は「1階部分の浸水」が想定されていることから、洪水による被害予測がされる場合の代替拠点の運用体制を確立する必要がある。

(町業務継続体制の整備)

- 町では「業務継続計画」を策定しており、今後、防災訓練等によるフォローアップの中から業務継続計画の検証を行い、必要に応じて修正を行うなど、組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 災害時における行政情報システムの機能維持・継続を図るため、システム・インフラ等の被害を最小限にとどめる対策に取り組むとともに、速やかにシステムの復旧が図られるよう「業務継続計画」の付属計画である「羅臼町ICT部門業務継続計画」に沿った取組を計画的に推進する必要がある。

(道内外の自治体との応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」をはじめとし、「根室管内5市町防災基本協定」など近隣自治体との協定を締結しているが、協定の効果的な運用のため、平時から情報共有などの連携強化により、応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害対策本部の拠点となる庁舎の耐震率 100% (R2)
- ・消防署所の耐震化率 0% (R2)
- ・業務継続計画の策定状況 策定済み (R1)
- ・羅臼町ICT部門業務継続計画の策定状況 策定見込 (R2)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

(電気事業者等との連携)

- 大規模災害が発生し電力供給が滞った際に迅速かつ円滑な電力復旧を図るため、「災害時協力協定」を電気事業者と締結し、防災拠点となる公共施設への電力供給の要請を実施するとともに、協定の効果的な運用のため、平時から情報共有などの連携強化を図る必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油燃料供給の優先的に供給するため、「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を石油業協同組合や地元石油販売事業者と締結しているが、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。
- 北海道経済産業局との連携で、『根室地域における災害時燃料供給体制「根室モデル」』による災害時の重要施設等への円滑な燃料供給の体制整備を推進しているが、平時から地元石油販売業者との情報伝達手段等を確認する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・電力供給に関する「災害時協力協定」の件数 全46件の協定中1件 (R2)
- ・災害時における石油燃料の供給に関する協定の件数 全46件の協定中2件 (R2)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 羅臼町の水産業及び農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。水産物の安定供給維持のためには、羅臼町の特性を生かした、栽培養殖や、低温・清浄な海洋深層水による鮮度保持は不可欠となっており、災害等の被害により生産活動が停止した場合には、安定供給が困難になるほか、地域経済にも大きな影響が出るものと予測される。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、基幹産業を支える漁港施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

(農水産業の体質強化)

- 現在、羅臼町の水産業及び農業は、後継者の育成や担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、水産業及び農業の持続的な生産体制の確立につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(羅臼町産食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産と備蓄確保に取組むことが必要であるほか、羅臼町産食材の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大を国内のみならず、国外へも広め、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管路、浄水場など水道施設の耐震化や、老朽化対策を検討しているが、いずれも未実施にあり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

(合併処理浄化槽の普及促進)

- 生活排水処理については、地理的条件、財政状況、人口の密着度などを考慮した結果、下水道整備は採用せず、個人設置の合併処理浄化槽の普及を推進している。また、合併処理浄化槽は災害に強い利点もある。
このことから、自然環境への配慮、災害に強い街づくりのため、引き続き合併処理浄化槽の普及、促進を図る必要がある。
また、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率 47.66% (2019)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「羅臼町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(災害時における多様な交通手段の活用)

- 災害発生時に自動車を利用できなくなる可能性を考慮し、代替輸送手段である海上輸送の協力体制を確認する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・橋梁の予防保全率(町道) 80%(R1)
- ・道路橋の長寿命化修繕計画の策定率 町道100%(H23)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害等により、企業においては業務継続体制の再構築を進める中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かすとともに、生産拠点等の立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、策定支援をする必要がある。

【指標（現状値）】

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 羅臼町は、海岸線に沿った国道及び道道が災害等により寸断した場合には迂回路が無く、陸路での輸送が断たれるため、経済活動の継続を確保するための物流拠点、更に緊急物資や人員等の輸送拠点として、羅臼町内に点在する7漁港のうち、中心部に位置する羅臼漁港は特に重要な役割を担うため、大型船の入出港に対応した岸壁整備等、関係機関と連携を図り漁港の機能強化と保全を推進する必要がある。また、羅臼港を除く6漁港については老朽化が進んでおり、道路が寸断した場合の物資輸送拠点という観点から機能保全を推進する必要がある。
- 大災害に備えた漁港の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、管理主体である国・道に要望し計画的に進められているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、計画的整備の促進が求められる。

(港湾における業務継続体制の整備)

- 地震・津波など大規模自然災害が発生した場合に、羅臼漁港における漁港施設の被災によって漁港機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、羅臼漁港を利用する関係機関等が相互に連携を図り、漁港機能の維持及び早期復旧を図ることを目的に「羅臼漁港BCP」策定に向けた協議検討を行っている。また、隣接する標津町とは「標津町と羅臼町との標津漁港及び羅臼漁港における災害発生時等の協力に関する協定」を締結している。今後については、業務継続体制の実効性を高めるためにも、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、定期的な見直しを図り災害時に備えることが必要である。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、市場や貯蔵倉庫等の流通業務施設の耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 羅臼漁港事業継続計画（BCP）の策定状況 策定見込（R2）
- ・ 標津町と羅臼町との標津漁港及び羅臼漁港における災害発生時等の協力に関する協定 締結済（H30）

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する本道の森林被害による国土の荒廃は、国全体の強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・農地等の地域資源を保全管理する活動組織数 1組織

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理の具体的な対応方針が求められることから、「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

(災害廃棄物の着実な処理)

- 廃棄物の処理にあたり、根室北部衛生組合の構成自治体のうち標津町及び羅臼町で共同利用している現施設の使用年限が間近であることから、着実な施設の新設が必要である。

【指標（現状値）】

- ・災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定(R2)
- ・一般廃棄物最終処分場の使用年限 令和4年度末

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害時における応急対策業務を円滑に進め、被害の拡大防止と被災施設の早期復興を図るため、「羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する協定」を建設業協会と締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 町内会の機能を活かした地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・公共・土木施設における災害時の協力体制に関する協定の件数 全46件の協定中1件(R2)

第4章 羅臼町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、羅臼町における強靱化施策の取組方針を示す「羅臼町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、羅臼町及び他市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、羅臼町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等を含めて事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて推進事業の見直しや新規設定を行う。

【羅臼町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による天井の脱落対策等を含めた耐震化を促進する。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物等の老朽化対策について、「羅臼町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の有効活用等の促進を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業などを推し進めるため「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」に沿って計画的に建替えや改善事業を計画的に実施する。

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法及び羅臼町防災計画に基づき、立地や周辺環境を考慮した指定緊急避難場所、指定避難所を指定する。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営を図るため、避難所運営マニュアルに基づく実践的な訓練を実施する。
- 災害時の避難の実行性をより高めるため、国や道による津波浸水想定区域の公表値等を考慮し、避難場所を示す看板を順次更新するなど施設整備を推進する。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路等について、国及び道と連携しながら計画的な整備を推進する。

(防火対策・火災予防)

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。

《指 標》

- ・ 公共施設等の耐震改修実施状況調査による耐震化率 81.3% (H30) → 90.0% (R6)
- ・ 公立小中学校の耐震化率 100.0% (H30) → 現状維持
- ・ 指定緊急避難場所の指定状況 36ヶ所 (R02) → 現状維持
- ・ 指定避難所の指定状況 25ヶ所 (R02) → 現状維持
- ・ 福祉避難場所の確保状況 3ヶ所 (R02) → 現状維持

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 町周辺で活火山に指定されている羅臼岳・知床硫黄山・天頂山について、道や関係機関と連携を図り活火山の活動状況について情報収集を行う。
- 土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等について避難の実効性を高めるため、土砂災害ハザードマップの作成等により住民周知を図る。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 国や北海道と連携し、土砂・山地災害の恐れがある箇所施設の整備を緊急性の高いものから事業化するとともに、老朽化の進む既存治山施設等砂防設備の維持管理や更新を計画的に推進する。

《指 標》

- ・ 土砂災害警戒区域のハザードマップの作成 なし (R2) → 作成 (R3以降)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 策定済みの「羅臼町地域防災計画（地震・津波防災計画編）」及び「羅臼町津波避難計画」について、国や道による新たな津波浸水想定区域の公表に基づき、現行の計画やハザードマップを改訂する。
- 各施設管理者により行われている避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、国や道による津波浸水想定区域の公表値等を考慮しながら、必要に応じて整備を促進する。

(海岸保全施設等の整備)

- 高潮・高波及び津波による被害を最小限に抑えるため、国や北海道と連携し、護岸等の整備及び施設の耐震化対策等の施設整備を推進する。

《指 標》

- ・津波避難計画の策定状況 作成済み (H26) → 改正予定 (R3)
- ・ハザードマップの作成状況 作成済み (H24) → 改正予定 (R3)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 道による想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域を基礎資料として、現行のハザードマップを改訂する。
- 洪水被害の低減に向け、道管理河川である羅臼川を河川管理者と連携し「水位周知河川」に指定し、河川状況の情報収集を円滑に行う体制を整備する。
- 洪水被害の低減に向け、町管理河川の簡易洪水シミュレーションを実施し、想定最大規模降雨による洪水氾濫危険区域図を整備していることから、道による浸水想定区域と併せて洪水ハザードマップの作成等により住民周知を図る。

(河川改修等の治水対策)

- 河川改修等の治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した整備を推進する。

《指 標》

- ・ハザードマップの作成状況 作成済み (H24) → 改正予定 (R3)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 冬期の暴風雪時による通行規制の際には、通行規制解除の復旧見込みの情報などを各道路管理者と連携し、迅速に情報伝達できる道路管理体制を強化するとともに、暴風雪時の行動に関する意識啓発を推進する。
- 道路防災の観点から防雪柵等の対策等について要望を継続し、気象状況の変化や被害発生の情報に基づき、必要な対策を整理することにより効果的な対策を推進する。

(除雪体制の確保)

- 管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間での情報共有を進め、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

《指 標》

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 策定済みの「羅臼町災害時備蓄計画」に基づき、停電時も使用可能な暖房器具や発電機などの行政備蓄を進める。

《指 標》

・暖房器具や発電機等の備蓄状況

レジャーマット	: 327枚 (R2)	→ 540枚 (R3)
発電機 (ガソリン式及びガス式)	: 19台 (R2)	→ 25台 (R3)
対流型ストーブ	: 46台 (R2)	→ 現状維持
アルミブランケット	: 1,817枚 (R2)	→ 現状維持
毛布	: 1,798枚 (R2)	→ 現状維持

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 関係機関による気象情報や避難情報などの災害情報の共有と円滑な住民周知のため、北海道防災情報システムを効果的に運用するため、災害通信連絡訓練等により操作方法等の習熟を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 関係機関による災害対策に要する監視カメラ画像、雨量・水位データに関する情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が国により進められているが、効果的な運用を図るとともに、必要に応じて老朽機器の更新を行う。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新を推進する。

（住民・観光客・外国人高齢者等の要配慮者への情報伝達体制の対策）

- 作成済みの「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」について、災害別の被害想定公表等を勘案し、必要に応じて改正する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集・提供する体制を整備する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な同報系防災行政無線のデジタル化を行い適切な運用と維持管理を行うとともに、Ｌアラート（情報共有コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 災害情報の伝達手段の多重化のため、現在運用している防災登録制メールの普及啓発を行い、登録者数の増加を図る。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

（帰宅困難者対策の推進）

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。
- 特に当町における積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、冬季における帰宅困難者支援の取組をより一層促進する

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 町内会単位での自主防災組織の設立の支援を継続し、行政等からの通信途絶の可能性に備え、更なる地域防災力の向上を推進する。
- 羅臼小学校が取り組む「1日防災学校」へのサポート活動を通じて地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携を進める。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、各学校における防災教育を推進する。

《指 標》

- ・ 自主防災組織活動の組織率 82% (R1) → 100% (R4)
- ・ 同報系防災行政無線システム アナログ無線 (既存) → デジタル無線 (R4)
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成 作成済み → 毎年度更新
- ・ 防災教育を実施する学校の割合 100% (R2防災訓練) → 取組継続
- ・ 防災登録制メールの登録人数 727人 (R2※住民がコリ) → 1,000人 (R4)
- ・ 衛星携帯電話の保有台数 7台 (R2) → 現状維持
- ・ 冬期避難所設営訓練の実施 1回 (R2) → 取組継続

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業及び団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を推進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しや防災訓練を適宜実施する。
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間において、災害時の連携も含め町の自主的な地域間交流を深めるための取組を推進する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と社会福祉協議会をはじめとするボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を推進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等における備蓄について、道及び町による啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

《指 標》

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、医療機関、行政機関）
全46件（R2） → 拡充
- ・ 災害時備蓄計画の策定状況
策定済み → 改定（R3）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 羅臼町防災会議が主催する総合防災訓練をはじめ、各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊、海上保安庁をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持及び拡充に向け、道や町など関係機関が連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

《指 標》

・ 羅臼町総合防災訓練の実施

隔年1回(最終実施H29) → 取組継続

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- DMAT(災害派遣医療チーム)の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連絡体制の確保や情報共有による体制強化を推進する。
- 病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入れなどの機能の停滞を防ぐため、停電が発生した場合に備え、自家発電設備等の整備・更新を促進する。

(災害時における福祉的支援)

- 社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る人的支援を強化する。
- 災害時における福祉支援体制を整備するため、社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成する。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。
- 施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的支援を円滑に実施できる体制の充実に努める。

《指 標》

・ 災害時における医療救護活動に関する協定の件数(歯科医療含む)

全46件の協定中3件(R2) → 現状維持

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 羅臼町業務継続計画に規定している災害対策本部に係る運用事項（庁舎被災時における代替場所など）について、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄について検討し、計画的に推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、羅臼町防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の充実を図るため、行政施設の耐震化を推進し、必要に応じて移設を行う。

(行政の業務継続体制の整備)

- 羅臼町業務継続計画に基づき、災害時における業務の継続体制を確保する。
- 羅臼町業務継続計画（BCP）附属計画に基づき、災害時における行政情報システム機能維持のための取組を促進する。

(広域応援・受援体制の整備)

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、管内1市4町による「根室管内5市町防災基本協定」に基づき、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。

《指 標》

- | | | |
|----------------------|-----------|---------------|
| ・ 災害対策本部の拠点となる庁舎の耐震率 | 100% (R2) | → 現状維持 |
| ・ 消防署の耐震化率 | 0% (R2) | → 100% (R9以降) |
| ・ 業務継続計画の策定状況 | 策定済み (R1) | |

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 再生可能エネルギーについて、国や道などの関係機関と連携を図りながら、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の普及促進を図る。

(電気事業者等との連携)

- 大規模災害発生時に電力供給が滞った場合の迅速かつ円滑な電力復旧に向け、電気事業者との「災害時協力協定」に基づき、効果的な運用のための連携強化を図る。

(石油燃料供給の確保)

- 大規模災害発生時に防災拠点や避難所、医療関係機関、社会福祉施設等への優先的な石油燃料の供給に向け、石油業協同組合及び地元石油販売事業者との「災害時における石油燃料の供給に関する協定」に基づき、効果的な運用のための連携強化を図る。
- 大規模災害発生時の重要施設に対する安定的な燃料供給の広域的な体制整備に向け、北海道経済産業局との連携により構築した『根室地域における災害時燃料供給体制「根室モデル」』に基づき、効果的な運用のための連携強化を図る。

《指 標》

- ・ 電力供給に関する「災害時協力協定」の件数
全46件の協定中1件 (R2) → 現状維持
- ・ 災害時における石油燃料の供給に関する協定の件数
全46件の協定中2件 (R2) → 現状維持

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず羅臼町の水産業及び農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、基幹産業を支える漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

(羅臼町産食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、羅臼町産食材の高付加価値化とブランド化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

《指 標》

4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修の実施等により、災害対応を担う人材の育成を行う。

(合併処理浄化槽の普及促進)

- 自然環境への配慮、災害に強い街づくりのため、引き続き合併処理浄化槽を普及促進するとともに、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

《指 標》

浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率 47.66% (2019) → 15基/年の増加

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(地域交通ネットワークの整備)

- 災害時において、町外の被災地及び町内の被災箇所への物資供給や人的支援を迅速に行うために不可欠な国道334号及び335号並びに道道、町道の整備を推進する。

(道路施設の防災対策等)

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、路線の重要性を勘案しながら計画的な整備を推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

(災害時における新たな交通手段の活用)

- 災害発生時に自動車を利用できなくなる可能性を考慮し、代替輸送手段である海上輸送の協力体制を確認し、国道334及び335号線の寸断等による町外移動手段の途絶への対策を行う。

《指 標》

橋梁の予防保全率（町道）	0%（H30）→100%（R3）
農道橋・農道トンネルを対象とした機能保全計画の策定割合	100%（R2）→現状維持

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の生産拠点の移転・立地に向けた取り組みを行う。

(企業の事業継続体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、関係機関と連携し、国の共通ガイドラインの普及啓発を図るとともに、計画策定を支援する必要がある。

《指 標》

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化)

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送等に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、船舶等の大型化など物流の変化に対応した漁港施設の整備を推進するとともに、町内全7漁港について耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。
- 令和2年度策定予定の「羅臼漁港BCP」による業務継続体制の実効性を高めるため、計画内容の点検や訓練による問題点の抽出を行うことで、定期的な見直しを図り、災害時に備える。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、市場や貯蔵倉庫等の流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

《指 標》

事業継続計画（羅臼漁港BCP）の策定状況 策定予定（R2）→ 必要に応じ見直し

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、町の災害廃棄物処理計画の策定を推進する。

(災害廃棄物の処理施設の確保)

- 災害廃棄物の着実な処理のため、使用年限が迫っている一般廃棄物最終処分場の更新を進める。

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R2) → 策定 (R3)
- ・ 一般廃棄物最終処分場の更新 使用年限 (R4) → 新設供用 (R5)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における建設業との連携強化を図る。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、町内会機能に代表される地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組を実施する。

《指 標》

- ・ 公共・土木施設における災害時の協力体制に関する協定の件数
全46件の協定中1件 (R2) → 現状維持

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年9月1日から令和7年3月31日まで）とする。

また、本計画は、羅臼町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、羅臼町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 羅臼町強靱化のための推進事業一覧

担当課	事業名	リスクシナリオNO.
総務課	羅臼町役場庁舎設備改修事業	1-1、3-1
	防災行政無線デジタル化整備事業	1-7
	防災備蓄品購入事業	1-6、2-1
	防災用品備蓄倉庫整備事業	1-6、2-1
	避難所誘導看板整備事業	1-1、1-3
	地域防災力向上事業	1-7、2-1
	防災情報連絡体制整備事業	1-7
産業創生課	治山事業	1-2
	高潮対策事業	1-3
	漁港整備事業	5-2
	水産物供給機能保全事業	5-2
	流通基盤整備事業	5-2
	森林整備事業	6-1
	草地整備改良事業	6-1
建設水道課	町道維持管理事業	1-1
	橋梁維持管理事業	4-4
	町営住宅維持管理	1-1
	上水道事業	4-3
環境生活課	合併処理浄化槽普及促進事業	4-3
	一般廃棄物最終処分場更新事業 (循環型社会形成推進交付金)	7-1
教育委員会	各幼稚園・小中学校改修事業	1-1
	体育館改築事業	1-1
	郷土資料館改修事業	1-1

羅臼町強靱化計画

*

編集・発行 羅臼町企画振興課

〒086-1892

北海道日梨郡羅臼町栄町100-83

電話:0153-87-2114

FAX:0153-87-2916

*

令和2年9月発行

令和3年4月改訂